

被疑者等支援 研修会

参加費無料

<開催趣旨>

被疑者等支援業務は地域生活定着支援センターの業務が拡大して令和3年度から開始になりました。厚生労働省は事業指針として定着センターは検察庁、保護観察所長、弁護士会等関係機関とあらかじめ協議のうえ地域の実情に応じた方法で事業を実施すべきであるとし、千葉県センターは令和4年度から試行錯誤しながら取り組んでいます。1年が経過して、これまでの被疑者等支援業務の成果と課題を皆様と共有するとともに、より良い支援を考えることを目的として研修会を開催いたします。ぜひご参加下さい。

【日時】令和5年6月29日(木)

14:00～16:30

【場所】千葉県弁護士会館 3階講堂

【参加対象者】

保護観察所、検察庁、弁護士、
千葉県内の行政及び関係機関、
各地の地域生活定着支援センター

【アドバイザー】

厚生労働省 社会・援護局 総務課
矯正施設退所者地域支援対策官 伊豆丸 剛史氏

内 容

- (1) 定着支援センターから事例紹介
- (2) 地域からの報告
- (3) 被疑者等支援業務の成果と課題
(各機関から発表)
 - ・千葉保護観察所
 - ・千葉地方検察庁
 - ・千葉県弁護士会
 - ・定着支援センター
- (4) 質疑応答

お申込みは裏面の申込用紙にご記入後フ
ァックスまたはメールでお願いいたします。

参加申込書

6月23日（金）までにお申し込みください。

FAX 043-224-5720(送信票不要)

E-mail c-teichaku@sschiba.jp

連絡先	〒
	(住所)
	(所属)
	(TEL) (FAX)
	(E-mail)
出席者	(職名)
	(ふりがな)
	(氏名)
出席者	(職名)
	(ふりがな)
	(氏名)

会場案内

千葉県弁護士会館 3階講堂

千葉市中央区中央4丁目13番9号

アクセス方法

- JR千葉駅から徒歩約15分
- 京成千葉中央駅から徒歩約7分
- 千葉都市モノレール県庁前駅から徒歩約3分
- 中央三丁目バス停から徒歩4分（JR千葉駅東口バス停⑦番又は①番より）
- 中央四丁目バス停から徒歩3分（JR千葉駅東口バス停②番, ③番, ④番, ⑤番より）



問い合わせ先

特定非営利活動法人生活サポート千葉
千葉県地域生活定着支援センター
TEL043-224-5721
E-mail c-teichaku@sschiba.jp